

あるべき税制に関する委員会

あるべき税制委員会（第6回）の様様

3月23日、経団連会館にて第6回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、加藤委員より、「金融所得課税の一体化について」と題する報告を別添資料1にそって報告いただきました。

報告の概要は次の通りです。

- ・ 一体化についての政府税制調査会の考え方は、金融商品間の中立性、簡素・安定的な税制、個人投資家のリスク軽減等の目的のため、課税方式の均衡化、損益通算範囲の拡大等を進めることが合意されている。
- ・ 証券業界としては、損益通算の対象に、株式投信の分配金・償還差益、株式配当金、証券先物・オプションの取引損益、公社債投信の分配金・差益・譲渡損益等を加え、翌年度以降への繰越を求めている。
- ・ 19年度与党大綱では、「成案を得て、平成21年度からの導入を目指す」と記されている。
- ・ 金融所得には、総合課税と分離課税という2つの考え方があるが、先進国の動向は後者である。
- ・ 問題は、金融所得に対する課税方式が区々となっていること（p11参照）。
- ・ 論点としては、第1に、税率を10%とするか20%とするか。調整方式を源泉徴収とするか確定申告とするか。
- ・ 第2に、損益通算の範囲をどこまで認めるか。損益通算の拡大は、貯蓄から投資へという政策要請に答えることになる。他方問題点としては、税収の減少、異なる税率のままでの通算が可能か、損失の繰越控除の期間の問題等がある。繰越期間は、諸外国では基本的に無期限となっている。
- ・ 第3に、配当所得の二重課税の調整の問題がある。総合課税のもとでは、配当税額控除による二重課税の調整が可能であるが、一体化のもとではどのように考えるべきであろうか。ドイツやフランスは2分の1課税方式になっている。
- ・ 第4に、納税環境の整備の必要がある。正確なマッチングにより適正な課税の実現、ということが政府税制調査会でも明記されている。
- ・ 納税者番号制度をどう考えるべきか。コスト、プライバシーの2つが大きな問題となる。
- ・ 他方で特定口座を利用した一体化の仕組み作りが課題。全ての金融所得を取り扱うことが可能か、多様な金融商品を扱うことによるシステムの複雑化をどう防ぐか。
- ・ そのほかの問題点としては、導入時期、とりわけ株券の電子化との関係。システムの準備の問題等がある。
- ・ 2009年1月に、株券の電子化がすすみ、株主は証券会社から直接配当を受取ることが可能になる。しかし、他の証券会社のものまで特定口座にいれるわけには行かない。
- ・ 一体化の範囲が一定内であれば、番号の導入は不可欠ではないのではないかと。特定口座

あるべき税制に関する委員会

以外の口座で扱っている所得との名寄せをする必要がどこまであるか。

続いて森信より、別添資料2に基づき、プレゼンテーションをしました。重複を除くと、金融所得一体課税の話は、世界的な税制の哲学の新たな展開と捉えるべきであること、北欧の二元的所得税、オランダのボックス税制、ドイツ、米国への波及等世界的な流れであること、その背景には、包括的所得税が現実には機能不全を生じさせているという事実と税制の消費課税化が経済効率を高めるという大きな考え方の流れがあるということ等を説明しました。

以下のような質疑がなされました。

- ・ 金持ち優遇という批判にどう答えるか、配当など個人投資家層に幅広くいきわたっているのではないか。
- ・ 貯蓄から投資へという流れはいまだ不十分で、優遇税率（10%）を続ける必要があるのではないか。
- ・ ドイツ等世界の税制改革の流れを十分説明する必要がある。税制調査会の委員がドイツ、オランダ等に出張しているので、その報告を聞きたい。（田近委員から話を聞く予定）

報告の内容及び資料等につきましては、会員限定メールマガジン「日本租税総合研究所 あるべき税制に関する委員会・国際課税委員会レポート」で紹介されております。